

第3章

付属資料

1 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係

各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 豊前市男女共同参画推進条例

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画の実現に向けた国際社会の動きと連動して様々な取組が進められてきました。男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に推進するために平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

豊前市においても、平成16年3月に「男女がともに輝くまち ぶぜん」を基本理念に掲げ、豊前市男女共同参画行動計画を策定して様々な取組を進めてきました。しかしながら、今もなお、社会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女共同参画社会の実現のために解決すべき多くの課題が残されています。また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会を実現するために、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要となっています。

このような状況を踏まえ、豊前市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市、市民及び事業者等が一体となって「男女がともに輝くまち ぶぜん」を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う法人（個人事業主を含む。）及び団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（元配偶者を含む。）、恋人等親密な関係にある者に対してふるわれる身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係の下、生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関して自ら決定し、個人の意思が尊重されること。
- (6) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動が根絶されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 3 市は、国、県その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、事業又は活動において、男女が共同して参画する機会を確

保するため、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 すべての人は、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第8条 すべての人は、公表する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権侵害に結びつく表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本的な計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画行動計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、豊前市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて男女共同参画行動計画の見直しを図らなければならない。

6 市長は、毎年、男女共同参画行動計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

2 市は、広報広聴活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育（保育園、幼稚園）、学校教育（小学校、中学校）、社会教育、その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行うものとする。

（市における男女共同参画推進の取組）

第12条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。

（1）市長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。

（2）男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

（3）職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めること。

（家庭生活とその他の活動との両立支援）

第13条 市は、性別にかかわらずすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、適切な支援に努めなければならない。

（農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進）

第14条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援及び必要な環境整備を行うよう努めなければならない。

（調査研究）

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため必要な事項の調査研究を行うよう努めるものとする。

（推進体制の整備等）

第16条 市は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、実施し、評価するために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成に関する取り組みの拠点となる施設を設置するものとする。

（苦情及び相談への対応）

第17条 市が実施する施策で、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出があった場合は、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が阻害された場合の市民からの相談に関し、市は、速やかに関係機関と連携し適切な措置を講じなければならない。

3 市は、前2項に規定する苦情の申出及び相談に関する問題解決を図るため、相談窓口を置かなければならない。

第3章 豊前市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第18条 本市における男女共同参画の推進を図るため、豊前市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議を行う。

(1) 男女共同参画行動計画に関すること。

(2) 男女共同参画行動計画の実施状況に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 市民

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

3 豊前市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	団 体
会長	齋藤 貞之	北九州市立大学 名誉教授
委員	郡司掛 八千代	市議会議員
委員	古見 悦子	人権擁護委員
委員	秋吉 克明	ハローワーク行橋 豊前出張所長
委員	中島 孝博	豊前市教育委員会 学校教育課指導主事
委員	宇都宮 俊一	ハートピアぶぜん館長
委員	宮崎 和子	女性委員登録者
委員	尾家 美智子	女性委員登録者
委員	除田 喬子	一般公募
委員	太田 潤一郎	一般公募

任期 2016年（平成28年）4月1日～2018年（平成30年）3月31日

4 第2次豊前市男女共同参画行動計画策定経過

2016年 (平成28年)	6月29日	第1回 審議会 ・委嘱状交付 ・平成28年度事業計画について
	7月7日	第1回 推進会議 ・第2次豊前市男女共同参画行動計画について
	7月11日	第1回 幹事会
	8月4日	・平成23年に策定された「豊前市男女共同参画後期行動計画」における各担当課の事業内容・男女共同参画推進についてのヒアリングの実施
	8月5日	
	8月16日	第2回 審議会 ・第2次豊前市男女共同参画行動計画について
	10月6日	第3回 審議会 ・「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」結果及び各課ヒアリング結果に基づく今後の課題について
12月27日	第2回 幹事会	
2017年 (平成29年)	1月6日	第2回 推進会議
	1月13日	第4回 審議会 ・第2次豊前市男女共同参画行動計画案について
	1月30日～ 2月12日	パブリックコメント募集
	2月20日	第3回 推進会議
	2月28日	第5回 審議会 ・パブリックコメント結果について ・第2次豊前市男女共同参画行動計画案について
	2月28日	・市長答申

5 国際婦人年以降の国内外の主な動き

年	世界	国・福岡県	豊前市	
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年 「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 「国連婦人の10年」決定 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置 		
1976年 (昭和51年)	国連婦人の10年			
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点目標」発表 		
1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> 県「婦人関係行政推進会議」設置 県「福岡県婦人問題懇話会」設置 		
1979年 (昭和54年)		<ul style="list-style-type: none"> 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 県「婦人対策室」設置 	
1980年 (昭和55年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)「女子差別撤廃条約」署名式 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」署名 県「福岡県行動計画」策定 	
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」発表 	
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> 県「福岡県行動計画」改訂 	
1983年 (昭和58年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」1985年世界会議準備委員会 		
1984年 (昭和59年)			<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布 	
1985年 (昭和60年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ)「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准・発効 県婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」施行 県「婦人対策室」が「婦人対策課」へ 県第2次「福岡県行動計画」策定 		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「新国内行動計画」策定 		
1988年 (昭和63年)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正労働基準法」施行 		
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等) 		
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「新国内行動計画」(第1次改定)策定 「育児休業法」公布 県「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更 		
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」施行 		
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会にて「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 			
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際人口・開発会議」開催(カイロ) 国連総会にて「人権教育のための国連10年」決議(1995年～2004年) 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府に(総理府令一部改正)「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置 		
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 		
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画ビジョン」答申・「男女共同参画2000年プラン」策定 県第3次「福岡県行動計画」策定 県「福岡県女性総合センター」(あすばる)開館 		
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 		

年	世界	国・福岡県	豊前市
1998年 (平成10年)			
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 ・「男女共同参画基本計画」策定 	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・「配偶者暴力防止法」公布・一部施行 ・県「福岡県男女共同参画推進条例」公布施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊前市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」全面施行 ・県「福岡県男女共同参画計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊前市男女共同参画推進懇話会」設置
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊前市男女共同参画審議会」設置
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊前市男女共同参画行動計画」策定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 	
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・県「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 ・県「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」憲章と行動指針策定 	
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正配偶者暴力防止法」施行 	
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃委員会の最終意見公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊前市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(UN Women)設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊前市男女共同参画推進条例」施行
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women 発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・県「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・県「第3次福岡県男女共同参画計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊前市男女共同参画後期行動計画」策定 ・男女共同参画拠点施設「ハートピアぶぜん」設置
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 	
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正(適用範囲の拡大) ・「日本再興戦略」の中核に「『女性が輝く社会』の実現」が位置づけられる 	
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる 	
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊前市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ・県「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 ・県「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 	
2017年 (平成29年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次豊前市男女共同参画行動計画」策定

6 用語の解説

M字型就労コース

就職後に結婚や出産でいったん退職し、子どもがある程度大きくなってから再就職をするという、日本の女性に多くみられるライフコースのことをいいます。日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフにしたとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMに似た形になるためこのように呼ばれます。

エンパワーメント

本来持っている能力を発揮でき、困難な状況にあっても生き抜いていく力、経済的に自立できる力、特に女性が政策決定の場に参画する力など様々な場面で「力をつけること」を意味します。

また、個人的に力をつけるだけでなく、手を携えて連帯して力をつけていくという意味合いを持っています。

家族経営協定

家族経営が中心のわが国において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っただけで農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。

家族経営協定を締結することにより、経営におけるそれぞれの役割分担や位置づけが明確になります。

女性 2000 年会議

2000年6月に国連特別総会として、ニューヨークで開催されました。約180ヶ国から約2,300名の政府代表団、及び約1,000団体から約2,000名のNGOが参加しました。この会議では、北京会議で採択された行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、新たに取るべき行動と役割の検討が行われ、その結果が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）として取りまとめられました。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)

2010年に、国連ジェンダー問題特別顧問事務所、経済社会局の女性地位向上部、国際婦人調査訓練研究所、国連女性開発基金の4機関を統合して設立され、2011年より発足しました。女性と女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、男女間の平等の達成を目的としています。

性的少数者

性（性別）のあり方が非典型的な人々のことをいいます。類似の用語として、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別違和を有する人）の頭文字をとった「LGBT」がありますが、それ以外にも多様な性（性別）のあり方が存在します。

性別役割分担意識

「男性は外で仕事し、女性は家庭で家事・育児をする」「男性がリーダーシップを取り、女性はそれに従う」など、性別によって社会における役割を分けるべきとする固定的な考え方のことです。

セクシュアル・ハラスメント

主に、職場で行われる性的いやがらせのことです。相手の意に反した性的な言動をいい、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就労環境を著しく悪化させることをいいます。

男女共同参画社会

女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって政治、仕事、家庭、地域など社会のあらゆる分野に参画することができ、また、それにより均等に利益や責任を分かち合うことができる社会のことです。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など、表面上親密な関係にある、または過去にあった者からの暴力のことです。殴る、蹴る等の身体的な暴力だけではなく、怒鳴る、無視する等の精神的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、性行為を無理強いする等の性的暴力等を含みます。また、交際相手からの暴力を「デートDV」といいます。

「北京宣言」及び「行動綱領」

1995年(平成7年)の第4回世界女性会議(北京会議)で採択されました。「行動綱領」は、2000年(平成12年)までに各国政府が行動しなければならないとされる基準を示したもので、12の重大問題領域を活動の優先事項として取り組むよう義務付けています。

[12の重大問題領域] 1. 女性と貧困 2. 女性の教育と研修 3. 女性と健康 4. 女性への暴力 5. 女性と武力紛争 6. 女性と経済 7. 権力と意思決定における女性 8. 女性の地位向上のための制度的機構 9. 女性の人権 10. 女性とメディア 11. 女性と環境 12. 女兒

ライフコース

個人が、一生の間にたどる人生の道筋のことです。人生を、個人による就職や結婚、妊娠・出産等の選択の積み重ねとして捉える視点です。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と、家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取組みのことです。それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含みます。

《発行・編集》

豊前市 人権男女共同参画室

〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地

TEL: 0979-82-1111 (代表)

FAX: 0979-83-2560

E-mail: danjyo@city.buzen.lg.jp
